県章

三重県公報

令和2年8月21日（金）
第　134　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
540	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	（中小企業・サービス産業振興課）	2
541	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（　同　）	3
542	同件	（　同　）	4
	海調委告示		
6	遊漁のまき餌釣り等についての委員会指示	（海区漁業調整委員会）	5
	公　　告		
	農用地利用配分計画の認可	（担い手支援課）	6
	公共測量を実施する旨の通知	（公共用地課）	7
	同件	（　同　）	7
	同件	（　同　）	7
	同件	（　同　）	8
	同件	（　同　）	8
	公共測量が終了した旨の通知	（　同　）	8
	特定調達公告		
	一般競争入札を行う旨	（水産資源管理課）	8

告　　示

三重県告示第540号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和2年8月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)津市藤方賃貸施設　新設工事

津市藤方589番1及び590番1

2　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1)　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　称	住　所	代表者の氏名
三交不動産株式会社	津市丸之内9番18号	高林　学

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　称	住　所	代表者の氏名
株式会社ゲオストア	愛知県名古屋市中区富士見町8番8号	緑川　真
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村　禎史

3　大規模小売店舗の新設をする日

令和3年4月1日

4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,779㎡

5　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1)　駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位　置
駐車場	62台	縦覧による
合　計	62台	

(2)　駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位　置
駐輪場1	5台	縦覧による
駐輪場2	12台	縦覧による
合　計	17台	

(3)　荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面　積	位　置
荷さばき施設1	32.0㎡	縦覧による
荷さばき施設2	30.0㎡	縦覧による
合　計	62.0㎡	

(4)　廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容　量	位　置

廃棄物保管施設 1	3.0 ㎥	縦覧による
廃棄物保管施設 2	1.6 ㎥	縦覧による
廃棄物保管施設 3	3.8 ㎥	縦覧による
合　計	8.4 ㎥	

6　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1)　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名　　称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ゲオストア	午前 9 時	翌午前 1 時
株式会社西松屋チェーン	午前 9 時	午後 9 時

(2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	午前 8 時 30 分から翌午前 1 時 30 分まで

(3)　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位　置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7　届出の日

令和 2 年 7 月 31 日

8　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9　届出等の縦覧の期間及び時間

令和 2 年 8 月 21 日から同年 12 月 21 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 541 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 8 月 21 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー鈴鹿ショッピングセンター

鈴鹿市東旭が丘二丁目 6700 番 228 ほか 1 筆

2　変更事項

(1)　大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	住所	代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	浅井　克幸

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	橋本　勝

(2)　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
株式会社バロー	岐阜県多治見市大針町661番地の1	田代　正美
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木三丁目22番7号	菊池　孝
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	才津　達郎

（変更後）

名称	住所	代表者の氏名
株式会社バロー	岐阜県多治見市大針町661番地の1	田代　正美
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	才津　達郎 貞方　宏司

3　変更年月日

2(1)　平成28年10月1日

2(2)　平成28年11月6日

4　変更理由

2(1)　設置者の代表者を変更したため

2(2)　小売業者の退店及び代表者を変更したため

5　届出の日

令和2年8月4日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年8月21日から同年12月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第542号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名　2　意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地　3　その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項　4　意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和2年8月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー鈴鹿ショッピングセンター

鈴鹿市東旭が丘二丁目6700番228ほか1筆

2　変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社バロー（ホームセンター）	午前8時30分	午後9時
株式会社バロー（スーパーマーケット）	午前9時	午後10時
株式会社サンドラッグ	午前10時（土曜日及び日曜日においては午前9時）	午後9時

（変更後）

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社バロー（ホームセンター）	午前9時	午後8時
株式会社バロー（スーパーマーケット）	午前10時（土曜日及び日曜日においては午前9時）	午後9時
株式会社サンドラッグ	午前10時（土曜日及び日曜日においては午前9時）	午後9時

3　変更年月日

令和2年8月10日

4　変更理由

顧客の需要に対応する運用の見直しにより、営業時間の変更を行うため

5　届出の日

令和2年8月4日

6　届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7　届出等の縦覧の期間及び時間

令和2年8月21日から同年12月21日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第6号

三重県海面における遊漁のまき餌を使用して行う釣り及びまき餌釣りに係る遊漁案内行為（以下「遊漁のまき餌釣り等」といいます。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示します。

令和2年8月21日

三重海区漁業調整委員会会長　掛　橋　武

1　共同漁業権漁場における制限

別表の漁場（漁協名の欄に掲げた免許番号の共同漁業権漁場の全域又は一部の区域内及び共同漁業権漁場に隣接する区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはなりません。ただし、共同漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

2　区画漁業権漁場における制限

区画漁業権漁場（藻類養殖漁場を除きます。）内においては、遊漁のまき餌釣り等をしてはなりません。ただし、漁業権者が認めた区域については、この限りではありません。

なお、真珠養殖漁場については、漁業権者及び当該漁場が位置する共同漁業権者の双方が認めた区域とします。

3　遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨げてはなりません。

4　遊漁者及び遊漁船業を営む者は、本委員会が行う本指示の遵守状況の調査に当たっては、これに応じなければなりません。

5　この指示の有効期間は、令和２年９月１日から令和３年８月31日までとします。

別表

漁場の位置	漁協名（免許番号）	禁止区域	禁止行為
伊勢市及び鳥羽市地先	伊勢湾漁協及び鳥羽磯部漁協（三重共第 25 号）	全　域	あみ（おきあみを含みます。）を使用した遊漁のまき餌釣り等
鳥羽市地先	鳥羽磯部漁協（三重共第 26 号、28 号、30 号、31 号、32 号、34 号、35 号、36 号、37 号、38 号、39 号、40 号、41 号、42 号、43 号、44 号、46 号、47 号、49 号、50 号、51 号、53 号）	全　域	
志摩市地先（英虞湾）	三重外湾漁協（三重共第 73 号、75 号、78 号、80 号、82 号、85 号、86 号、89 号、90 号、91 号、92 号、93 号）	全　域	遊漁のまき餌釣り等
志摩市地先（外海）	三重外湾漁協（三重共第 65 号、66 号、69 号、70 号、71 号、72 号、74 号、76 号、83 号、94 号）	全　域	
	三重外湾漁協（三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号）	全域及び隣接区域（別掲）	
紀北町地先	三重外湾漁協（三重共第 128 号）	全　域	
	三重外湾漁協（三重共第 129 号）	一部（別掲）	
熊野市地先	熊野漁協（三重共第 149 号、150 号、151 号、152 号、154 号）	全　域	
御浜町地先	紀南漁協（三重共第 155 号）	一部（別掲）	

別掲

三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号に隣接する区域	次に掲げる点Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ、Ｉ、Ｊの各点を順次結んだ線と三重共第 77 号、79 号、81 号、84 号、87 号、88 号の沖合側境界線によって囲まれた区域 点Ａ　北緯 34 度 14 分 59 秒　東経 136 度 52 分 24 秒 点Ｂ　北緯 34 度 14 分 31 秒　東経 136 度 53 分 07 秒 点Ｃ　北緯 34 度 12 分 54 秒　東経 136 度 50 分 31 秒 点Ｄ　北緯 34 度 11 分 34 秒　東経 136 度 49 分 33 秒 点Ｅ　北緯 34 度 10 分 51 秒　東経 136 度 48 分 17 秒 点Ｆ　北緯 34 度 10 分 50 秒　東経 136 度 47 分 30 秒 点Ｇ　北緯 34 度 11 分 45 秒　東経 136 度 46 分 09 秒 点Ｈ　北緯 34 度 13 分 37 秒　東経 136 度 45 分 27 秒 点Ｉ　北緯 34 度 14 分 23 秒　東経 136 度 43 分 15 秒 点Ｊ　北緯 34 度 15 分 54 秒　東経 136 度 43 分 28 秒
三重共第 129 号	次に掲げる区域 ①後島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内 ②小エスキ島最大高潮時海岸線から半径 250 メートル以内
三重共第 155 号	①次に掲げる点Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点Ａ　北緯 33 度 47 分 23 秒　東経 136 度 02 分 28 秒 点Ｂ　北緯 33 度 47 分 10 秒　東経 136 度 02 分 41 秒 点Ｃ　北緯 33 度 47 分 30 秒　東経 136 度 02 分 46 秒 点Ｄ　北緯 33 度 47 分 36 秒　東経 136 度 02 分 31 秒 ②次に掲げる点Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点Ａ　北緯 33 度 47 分 34 秒　東経 136 度 03 分 01 秒 点Ｂ　北緯 33 度 47 分 31 秒　東経 136 度 03 分 18 秒 点Ｃ　北緯 33 度 47 分 14 秒　東経 136 度 03 分 39 秒 点Ｄ　北緯 33 度 47 分 08 秒　東経 136 度 04 分 24 秒 点Ｅ　北緯 33 度 47 分 39 秒　東経 136 度 04 分 38 秒 点Ｆ　北緯 33 度 47 分 47 秒　東経 136 度 03 分 44 秒 点Ｇ　北緯 33 度 48 分 04 秒　東経 136 度 03 分 23 秒 点Ｈ　北緯 33 度 48 分 06 秒　東経 136 度 03 分 06 秒

公　　告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第１項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和２年８月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
森日光　有限会社	四日市市	四日市市大字西阿倉川外ノ坪 170-1 ほか４筆
伊藤　俊也	四日市市	四日市市小山町大野 175-1
赤尾　和博	四日市市	四日市市河原田町芦水 1858-1
有限会社　小林製茶	四日市市	四日市市桜町三ノ高丘 7867-14 ほか１筆
中川　弥	四日市市	四日市市水沢町東沖 5540 ほか２筆
萩村　重美	四日市市	四日市市水沢町下河内 3686-1
岡本　文洋	四日市市	四日市市東坂部町鉋垣内 21-1 ほか２筆
株式会社　つじ農園	津市	津市大里睦合町古川 2937 ほか 26 筆
有限会社　芭蕉農林	伊賀市	伊賀市山畑柳原 5607 ほか２筆
松井　成樹	伊賀市	伊賀市依那具澤田 3591 ほか１筆

2　農用地利用配分計画の認可日

令和２年８月21日

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和２年８月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業期間

令和２年８月20日から同年12月３日まで

3　作業地域

鈴鹿市東庄内町及び亀山市川崎町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から通知がありました。

令和２年８月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（用地測量）

2　作業期間

令和２年８月17日から同年10月23日まで

3　作業地域

伊賀市東高倉

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和２年８月21日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　作業種類

公共測量（農地の確定測量）

2　作業期間

令和２年７月17日から令和３年３月31日まで

3　作業地域
　多気郡多気町下出江及び同町上出江

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 2 年 8 月 21 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類
　公共測量（農地の地区界測量）
2　作業期間
　令和 2 年 7 月 17 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
3　作業地域
　多気郡多気町前村及び同町平谷

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 2 年 8 月 21 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類
　公共測量（農地の地区界測量）
2　作業期間
　令和 2 年 7 月 17 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
3　作業地域
　多気郡大台町上真手、同町栗谷、同町清滝、同町薗及び同町天ヶ瀬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 2 年 8 月 4 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 8 月 21 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　作業種類
　公共測量（基準点測量）
2　作業地域
　多気郡大台町弥起井

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 2 年 8 月 21 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項
(1)　案件名
　漁業取締船「神島」中間検査及び同検査に伴う修繕
(2)　案件の特質等
　三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
(3)　履行期間
　契約締結の日から令和 3 年 3 月 19 日（金）までとします。
(4)　履行場所

落札事業者（契約者）の造船所等

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和2年9月11日（金）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部水産資源管理課資源管理班　担当　宮口

電話　059-224-2582　　ファクシミリ　059-224-2608

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和2年10月1日（木）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

令和2年9月24日（木）17時までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和2年10月1日（木）15時まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　令和２年10月１日（木）15時

なお、入札書は令和２年９月24日（木）から同年10月１日（木）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006　三重県津市広明町13番地

宛　先　三重県庁内郵便局留め

受取人　三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名　漁業取締船「神島」中間検査及び同検査に伴う修繕

(7)　開札の日時及び場所

日時　令和２年10月１日（木）15時15分

場所　三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の５以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第１項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第４項第１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が１者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Subject Matter of the Contract：

Repairs of the fisheries inspection vessel “Kamishima”(an intermediate inspection)

(2)　Bid Submission Deadline：

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, October 1, 2020.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, September 24, 2020 and 3:00 P.M. on Thursday, October 1, 2020.

(3)　Date and Time for the Open Bidding：

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Thursday, October 1, 2020.

(4)　Managing Authority：

Fishery Resources Management Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2582

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。　http://www.pref.mie.lg.jp/